

国立大学法人秋田大学年俸制適用教員給与規程

平成 26 年 11 月 25 日
規則第 263 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人秋田大学職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)第 29 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人秋田大学(以下「大学」という。)に勤務する年俸制の適用を受ける職員(以下「年俸制適用職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第 2 条 この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。), その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第 3 条 この規程の適用を受ける年俸制適用職員は、職員就業規則第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる職員(国立大学法人秋田大学職員給与規程及び国立大学法人秋田大学年俸制適用外国人教員給与規程の適用を受ける外国人教員を除く。)で、教授、准教授、講師及び助教とする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第 4 条 年俸制適用職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	計算期間	支給日
(1)年俸 (イ) 基本給 (ロ) 業績給 (2) 諸手当 (イ) 基本給の調整額, 管理職手当, 医師調整手当, 異動保障手当, 広域異動手当, 扶養手当, 住居手当, 単身赴任手当, 招へい手当, 特別貢献手当, 衛生管理者等手当, 業務付加手当及び寒冷地手当	一の月の初日から 末日まで	その月の 17 日(ただし, その日が日曜日に当たるときは, 15 日(15 日が休日に当たるときは, 18 日), その日が土曜日に当たるときは, 16 日)
(ロ) 通勤手当	国立大学法人秋田大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第 28 条第 4 項に規定する支給単位期間	支給単位期間に係る最初の月の 17 日(ただし, その日が日曜日に当たるときは, 15 日(15 日が休日に当たるときは, 18 日), その日が土曜日に当たるときは, 16 日)
(ハ) 放射線取扱手当, 入試手当(試	一の月の初日から	翌月の 17 日(ただし, その

験区分が大学入試センター試験の区分に限る。)災害時派遣手当, 教員免許状更新講習手当, 超過勤務手当, 休日給, 夜勤手当, 夜間・休日診療手当, 待機診療手当, 特別診療加算手当及び診療従事特別調整手当	末日まで	日が日曜日に当たるときは, 15日(15日が休日に当たるときは, 18日), その日が土曜日に当たるときは, 16日)
(二) 入試手当(試験区分が一般入試の区分に限る。)	一の年度の4月1日から翌年3月31日まで	翌年度の4月17日(ただし, その日が日曜日に当たるときは, 15日(15日が休日に当たるときは, 18日), その日が土曜日に当たるときは, 16日)

- 2 年俸制適用職員が国立大学法人秋田大学の職員の勤務時間等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)第16条の2第1項の規定により付与された超勤代替休暇に勤務した場合において支給する当該超勤代替休暇の付与に代えられた超過勤務手当の支給に係る超過勤務手当に対する前項の規定の適用については, 同項の表中「翌月の」とあるのは, 「勤務時間等規程第16条の2第1項の規定により超勤代替休暇が付与された日の属する計算期間の翌月の」とする。

(給与の支給等)

第5条 年俸制適用職員の年俸の計算期間は, 4月1日から翌年3月31日までの1年間とし, 次条の規定による年俸の12分の1の額を基本給及び業績給として毎月支給する。

- 2 諸手当は, 国立大学法人秋田大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)の例により支給する。

- 3 給与の支給方法等については, 職員給与規程第5条(給与の支払), 第6条(日割計算等), 第6条の2, 第7条(非常時払い), 第8条(勤務1時間当たりの給与額の算出), 第9条(端数計算), 第10条(端数の処理), 第49条(給与の減額)及び第50条(本給の半減)の規定を準用する。

- 4 前3項に規定するもののほか, 給与の支給に関し必要な事項は, 別に定める。

(年俸)

第6条 年俸制適用職員の年俸は, 基本年俸及び業績年俸から構成するものとし, 年俸の額は, 年俸制適用職員の職種に応じて別表第1に定める額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず, 特別の事情があると認められる場合の年俸の額は, 学長が別に定めることができる。

- 3 別表第1に定める年俸の額は, 職員給与規程の改定状況及び大学の財務状況等を勘案し, これを改定することがある。

- 4 前3項に規定するもののほか, 年俸の決定に関し必要な事項は, 別に定める。

(業績年俸)

第7条 業績年俸は、年俸制適用職員としての業績評価の結果に応じて決定される評価区分により、別表第2に定める評価割合を別表第1に定める業績年俸(標準額)に乗じて得た額に相当する額を業績年俸(標準額)に加算して支給する。

2 前項に規定するもののほか、業績年俸の決定に関し必要な事項は、別に定める。

(休職者の給与)

第8条 休職者の給与は、次の表の休職の事由欄に掲げる場合に支給するものとし、給与は、休職の事由に応じて同表に定める額とする。

休職の事由	休職者の給与
(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合	<p>(イ) 当該休職が業務上又は通勤によるものである場合は、その休職の期間中、給与の全額(労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。</p> <p>(ロ) 当該休職が結核性疾患によるものである場合は、その休職の期間が満2年に達するまでは、基本給、基本給の調整額、業績給、扶養手当、異動保障手当、広域異動手当、住居手当及び寒冷地手当(以下この条において「基本給等」という。)のそれぞれ100分の80を支給する。</p> <p>(ハ) 当該休職が(イ)及び(ロ)以外の心身の故障によるものである場合は、休職の期間が満1年に達するまでは、その基本給等のそれぞれ100分の80を支給する。</p>
(2) 刑事事件に関し起訴された場合	その休職の期間中、基本給、扶養手当、異動保障手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。
(3) 職務に関連があると認められる学術に関する研究又は指導に従事する場合	その休職の期間中、基本給等のそれぞれ100分の70以内を支給する。
(4) 共同して行う研究、又は国の委託を受けて行われる研究に従事する場合	
(5) 研究成果活用企業の役員(監査役を除く。)、顧問又は評議員の職を兼ねる場合において、大学の職務に従事することができないとき。	支給しない。
(6) 国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合	その休職の期間中、基本給等のそれぞれ100分の70(ただし、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額等派遣先機関の特殊事情によっては、100分の100以内を

	支給する又は給与を支給しないことができる。)を支給する。
(7) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合	その休職の期間中、基本給等のそれぞれ100分の70以内(業務上の災害又は労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給する。
(8) 労働組合の業務に専従する場合	支給しない。
(9) その他特別の事情があり、学長が休職を相当と認める場合	その休職の期間のうち学長が定める期間中、学長が定める給与を支給する。

(育児休業者等の給与)

第9条 国立大学法人秋田大学職員の育児休業等に関する規程(以下「育児休業規程」という。)の規定による育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 育児休業規程第19条第1項に規定する育児短時間勤務をしている年俸制適用職員についての基本給及び業績給は、その者の基本給及び業績給に、育児休業規程第26条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 育児休業規程第19条第1項に規定する育児短時間勤務をしている年俸制適用職員についての職員給与規程第39条の規定の準用については、当該職員が、所定の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における所定の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(介護休業者等の給与)

第10条 国立大学法人秋田大学職員の介護休業等に関する規程(以下「介護休業規程」という。)の規定による介護休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 介護休業規程第16条に規定する介護部分休業により勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第5条の規定により読み替えられた職員給与規程第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(この規程により難い場合の措置)

第11条 特別の事情によりこの規程により難い場合又はこの規程によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、年俸制適用職員の給与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 6 条関係)

年俸制適用職員年俸表

職種	年俸	基本年俸	業績年俸 (標準額)	基本給	業績給 (標準額)
	円	円	円	円	円
教 授	8,928,000	6,249,600	2,678,400	520,800	223,200
准教授	7,516,800	5,262,000	2,254,800	438,500	187,900
講 師	6,735,600	4,714,800	2,020,800	392,900	168,400
助 教	5,473,200	3,831,600	1,641,600	319,300	136,800

別表第 2(第 7 条関係)

評価区分割合表

評価区分	S	A	B	C	D
評価割合	30%以上	15%	10%	0%	10%以上